

みなし決議に関する 2017 年度第 2 回理事会議事録

1. 2017 年度第 2 回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容
第 1 号議案：東北支部規程施行内規改正の承認に関する件
第 2 号議案：関東・中部・西日本支部規程施行内規改正の承認に関する件
2. 1 の事項を提案した理事
会長 高橋修平
3. 2017 年度第 2 回理事会の決議があったものとみなされた日
2017 年 6 月 19 日

総務委員会の報告を受けて会長高橋修平が、2017 年 6 月 12 日、理事の全員に対して上記第 2 回理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、2017 年 6 月 19 日、理事の全員から書面により同意の意志表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条に基づき、当該提案を可決する旨の第 2 回理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、2017 年度第 2 回理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条及び同法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 4 項第 1 号に基づき本議事録を作成した。

2017 年 6 月 20 日

公益社団法人日本雪氷学会
議事録作成者 会長 高橋 修平